

第10次京都府交通安全計画（最終案）の概要

《京都府交通安全対策会議》

I 基本的な考え方（基本理念）

- 交通事故のない社会を目指して
悲惨な交通事故を根絶し、府民の願いである安心で安全に暮らせる社会の実現
- 人優先の交通安全思想
思いやりの気持ちを持った「人優先」の交通安全思想を基本とした施策の推進
- 先端技術の積極的活用
あらゆる知見を動員した交通安全の確保に資する先端技術の積極的活用

II 道路交通の安全

1 京都府の主な現状

- 事故死者の半数以上が高齢者で、高齢者の半数以上が歩行中
- 子供の負傷者は減少しているが未だに悲惨な死亡事故が発生
- 全交通事故の約2割が自転車事故
- 自転車利用者の規範意識が低い
- 自宅周辺歩行中の死亡事故が増加

第9次計画目標
 死者数 61人以下
 (H27=87人、過去最少H26=69人)
 死傷者数14,000人以下 (H27=11,349人)

2 計画の目標

- ① 平成32年までに年間の24時間交通事故死者数を **50人以下**
 - ② 平成32年までに年間の交通事故死傷者数を **8,500人以下**
- ※ 自転車安全利用促進計画の目標等についても併せて明記

3 計画の視点

- ① 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき事項
 - ・ 祇園、亀岡事故を踏まえた高齢者及び子供など歩行者の安全確保
 - ・ 自転車の安全利用の促進
 - ・ 生活道路における安全確保
- ② 交通事故が起こりにくい環境をつくるために重視すべき事項
 - ・ 交通実態を踏まえたきめ細かな対策の推進
 - ・ 地域ぐるみの交通安全対策の推進
 - ・ 先端技術の活用推進

III 鉄道交通の安全

1 鉄道事故等の現状

- 鉄道事故は長期的に減少傾向
※ ㊾ 12件、死者数5人、負傷者数3人

2 計画の目標

- ① 乗客の死者数ゼロを目指す
- ② 運転事故全体の死者数減少を目指す

IV 踏切道における交通の安全

1 踏切事故の現状

- 事故件数、死傷者ともに減少傾向
※ ㊾ 6件、死者数3人

2 計画の目標

- ① 踏切事故の発生ゼロを目指す
※ 国の目標は現状の1割減

※ 施策の体系は、別紙のとおり

施策の体系

■ 「道路交通の安全」

① 道路交通環境の整備

- ① 生活道路等における高齢者・子供等の安心・安全な歩行空間の整備
(歩道・コミュニティ道路、ゾーン30、バリアフリー対応型信号機、視覚障害者用誘導ブロック)
- ② 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
(生活道路への通過交通の排除)
 - ・幹線道路等における交通安全対策の推進
(急ブレーキデータ等のビッグデータの活用、事故ゼロプランの推進)
 - ・交通安全施設等の整備事業の推進 (インフラ老朽化対策)
- ③ 歩行者空間のバリアフリー化
 - ・無電柱化の推進
 - ・効果的な交通規制の推進
- ④ 自転車利用環境の総合的整備 (自転車道等の整備、放置自転車対策)
- ⑤ 高度道路交通システムの活用 (安全運転支援システム、信号情報活用運転システム)
 - ・交通需要マネジメントの推進 (パークアンドライド、公共交通機関利用促進)
 - ・災害に備えた道路交通環境の整備 (緊急輸送道路の耐震化)
 - ・総合的な駐車対策の推進 等

② 交通安全思想の普及徹底

- ① 段階的、体系的、効果的な交通安全教育の推進 (安全教育の充実、体験・実践型安全教育)
- ② 自転車安全利用の促進 (自転車安全利用促進計画、自転車乗車用ヘルメット、シートベルト着用)
 - ・交通安全に関する普及啓発活動の推進 (危険ドラッグ対策、反射材の普及) 等

③ 安全運転の確保

- ① 高齢運転者対策 (認知症運転者対策、運転免許証返納による不安解消策)
 - ・運転免許更新手続等の改善 (七条署跡地利活用による運転免許センターの設置)
 - ・安全運転管理の推進
 - ・事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
 - ・交通労働災害の防止等 等

④ 車両の安全性の確保

- ① 自動車の検査及び点検整備の充実
 - ・リコール制度の充実・強化
- ② 自転車の安全性の確保 (点検整備、保険加入促進)

⑤ 道路交通秩序の維持

- ① 交通の指導取締りの強化等
(交通事故分析の高度化に基づく取締り強化、自転車利用者の携帯電話・イヤホン使用の取締り)
- ② 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
(危険運転致死傷罪を視野に入れた捜査の徹底)
- ③ 暴走族等対策等の推進

⑥ 救助・救急活動の充実

- ① 救助・救急体制の整備 (緊急通報システム、事故自動通報システム)
- ② 救急医療体制の整備 (関西広域連合によるドクターヘリ事業の推進) 等

⑦ 被害者支援の充実と推進

- ① 自動車損害賠償保障制度の充実等、損害賠償の請求についての援助等
- ② 交通事故被害者支援の充実強化

- ③ 自転車保険等の加入促進

⑧ 調査研究の充実

- ① 交通事故の長期的予測の充実
- ② 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

■ 「鉄道交通の安全」**① 鉄道交通環境の整備**

- ・鉄道施設等の安全性の向上（南海トラフ地震等に備えた耐震対策、転落防止設備の整備）
- ・運転保安設備等の整備（速度制限機能付きATS等の整備）

② 鉄道交通の安全に関する知識の普及**③ 鉄道の安全な運行の確保**

- ・保安監査の実施
- ・安全上のトラブル情報の共有・活用
- ・気象情報等の充実
- ・大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- ・運輸安全マネジメント評価の実施

④ 鉄道車両の安全性の確保

- ・鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の見直し

⑤ 救助・救急活動の充実**⑥ 被害者支援の推進****■ 「踏切道における交通の安全」****① 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進**

- ・立体交差化等による「抜本対策」、構造の改良等による「速効対策」

② 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

- ・利用状況等を勘案した踏切遮断機等の整備
- ・全方位型警報装置、非常押ボタン、障害物検知装置の高規格化

③ 踏切道の統廃合の促進**④ その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置**

- ・「踏切安全運行カルテ」の作成・公表、各状況を踏まえた対策

※ ④は本計画の中で特に重要な事項を表しています。